

令和7年8月1日からの
資格情報通知書と資格確認書の取り扱いについて

		マイナ保険証をお持ちの方 資格情報通知書		マイナ保険証をお持ちでない方 資格確認書		R6.12.1までに交付の 被保険者証	後期高齢者組合員 組合員証	
		70歳未満	70歳以上	70歳未満	70歳以上			
有効期限		なし (1回限りの交付)	R8.7.31	R8.7.31	R8.7.31	R7.11.30	なし (1回限りの交付)	
負担割合・発行期日の記載		なし	あり	なし	あり			
ご返納について	資格喪失時	返納不要	返納不要	要返納	要返納	要返納	返納不要	
	住所氏名変更時	返納不要	返納不要	要返納	要返納	要返納	要返納	
	マイナ保険証保有状況変更時 (資格情報通知書⇄資格確認書)	返納不要	返納不要	要返納	要返納	返納不要		
	有効期限満了時		各自で破棄	各自で破棄	各自で破棄	各自で破棄		
送付方法について	郵送方法	特定記録郵便		簡易書留郵便			特定記録郵便	
	封筒(色)	淡いウグイス色		茶色(クラフト紙)			適宜	
	送付先	ご登録の薬局(事業所)住所						ご登録の薬局住所
	宛名	組合員本人様宛						組合員本人様宛
	備考	同一事業所に複数件の送付物がある場合は、この限りではありません。						

国民健康保険 「資格情報通知書」・「資格確認書」 交付のご案内

【 マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みについて 】

マイナンバー法等の一部改正法により、令和6年（2024年）12月2日から従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。
マイナ保険証か資格確認書で医療機関・薬局にて受付をしてください。

◆ 交付について ◆

- 令和7年6月30日時点のマイナ保険証の利用登録状況に応じて、いずれかを交付します。
- 従来、交付年月日を11月1日付で更新してきましたが、今後は8月1日付に変更して更新します。

マイナ保険証をお持ちの方には 「資格情報通知書（A4・黄色）」

交付年月日 : 令和7年8月1日
有効期限（70歳未満） : なし → 1回限りの交付
有効期限（70歳以上） : 令和8年7月31日

「資格情報のお知らせ」から「資格情報通知書」に名称変更
(令和6年8月30日保発0830 第1号 厚生労働省保険局長通知)

詳しくは裏面を
ご覧ください



マイナ保険証をお持ちでない方には 「資格確認書（カード・水色）」

交付年月日 : 令和7年8月1日
有効期限 : 令和8年7月31日

医療機関等に提示することで、
従来通り保険診療を受けることができます。

	令和6年（2024年）					令和7年（2025年）												令和8年（2026年）											
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月			
被保険者証			①	最後の被保険者証 有効期間：令和6年11月1日～令和7年11月30日																									
高齢受給者証	最後の高齢受給者証 有効期間：令和6年8月1日～令和7年7月31日					※令和7年8月からの高齢受給者証の内容は資格確認書又は資格情報通知書に記載されます。																							
資格確認書	70歳未満 有効期間：令和7年8月1日～令和8年7月31日 定期交換																												
	③ 70歳以上 有効期間：令和7年8月1日～令和8年7月31日 定期交換																												
④ 資格情報通知書	② 70歳未満 有効期限：なし																												
	③ 70歳以上 有効期間：令和7年8月1日～令和8年7月31日 定期交換																												
⑤ 後期高齢者組合員証	⑤ 有効期限：なし																												

- 令和6年12月1日までに交付された被保険者証（カード・ピンク色）は、保険証廃止に伴う経過措置として有効期限の令和7年11月30日までお使いいただくことも可能です。
 - 70歳未満の方の資格情報通知書には有効期限がありませんので、1回限りの交付となります。
※ 資格情報通知書の右下点線部を切り取り、マイナンバーカードと一緒に大切に保管ねがいます。
 - 70歳以上の方の従来の高齢受給者証（カード・緑色）は、負担割合等の情報を記載した資格情報通知書または資格確認書に変わります。いずれも毎年更新して交付します。※ 参照
 - 資格情報通知書に住民票住所の記載はありませんが、住所変更のお届けは従来通り必要です。組合からのお知らせ等が届かなくなる可能性がありますのでご注意ください。
 - 後期高齢者の方の組合員証には有効期限はありませんので、1回限りの交付となります。
- 被保険者証等の有効期限が過ぎましたら、各自で破棄してください。なお、有効期限内に資格を喪失される場合は手続き時にご返却ねがいます。



近畿薬剤師国民健康保険組合

〒540-0019 大阪府大阪市中央区和泉町1丁目3番8号 大阪府薬剤師会 西館2階

TEL (06) 6946-9151



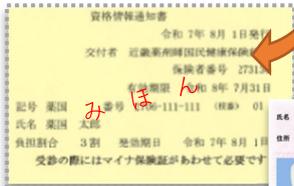
マイナ保険証をお持ちの方

【資格情報通知書】



- ✿ マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みの方に、医療保険の資格情報を確認できるよう交付される書類です。
- ✿ 資格情報通知書が届いた方は、マイナ保険証で医療機関等を受診してください。
- ✿ 資格情報通知書単体では受診等できませんが、顔認証付きカードリーダーの不具合など、何らかの事情により医療機関等でマイナ保険証を利用できない場合に、マイナ保険証とセットでご提示ください。
- ✿ ご受診の際は、必ず事前にマイナポータルにアクセスし、当組合の医療保険の資格情報が登録されていることと、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限をご確認ください。

※「資格情報通知書」の右下点線部を切り取って、同封のカードケースにマイナンバーカードと一緒に大切に保管ねがいます。



資格情報通知書
(右下部分)



マイナンバーカード



マイナンバーカードケース

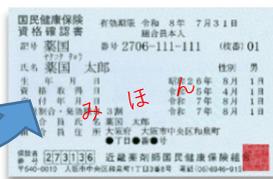


マイナ保険証をお持ちでない方

【資格確認書】



- ✿ マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みでない方に、申請によらず交付されます。
- ✿ 資格確認書を医療機関等の窓口で提示することで、これまでどおり受診等できます。
- ✿ ご高齢の方や、障害をお持ちの方など、配慮が必要な方は、当組合に申請することで資格確認書を取得できます。親族等の法定代理人や介助者等による代理申請も可能です。



資格確認書

✿ 同封物



資格確認書カードケース



臓器提供意思表示欄
保護シール

マイナンバーカードの健康保険証利用方法

マイナンバーカードの健康保険証利用の方法についてご紹介します。マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには以下の3つのステップが必要です。

- STEP1. マイナンバーカードを申請・作成する
STEP2. マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する
STEP3. 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする

医療機関・薬局に行かれる際には
マイナ保険証をぜひご利用ください！



マイナンバーカード
の保険証利用について
もっと知りたい方は
こちら

STEP1. マイナンバーカードを申請

■申請方法

- ① オンラインで申請する
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便局で申請する
- ③ まちなかの証明写真機から申請する



STEP2. マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局にある顔認証付きカードリーダーで行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



STEP3. 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付

■受付方法

- ① 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- ② 本人認証を行う
(顔認証・暗証番号)
- ③ 各種情報提供の同意選択をする

